

栗原市立小・中学校の適正規模，適正配置に  
関する基本的な考え方及び具体的方策について

栗原市立幼稚園の保育年数及び適正規模，  
適正配置について

《 中間報告 》



平成 1 9 年 4 月

栗原市学校教育環境検討委員会

# 目 次

## 【中間報告分】

はじめに	1
------	---

### 検討の経緯とその内容

1．栗原市立小・中学校の適正規模，適正配置に関する基本的な考え方 及び具体的方策について	
（1）栗原市立小・中学校の適正規模について	2
（2）栗原市立小・中学校の適正配置について	11
（3）適正化に向けた具体的方策について	14
2．栗原市立幼稚園の保育年数及び適正規模，適正配置について	
（1）幼稚園の保育年数について	16
（2）適正規模及び適正配置について	21

### 教育環境の条件整備

1．校舎等の施設設備の充実について	24
2．通園・通学手段，通学区域について	25
3．教職員等の人的支援措置について	26
4．学級編制について	27

特色ある学校づくりについて	28
---------------	----

最終答申に向けて	31
----------	----

## はじめに

栗原市学校教育環境検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、平成18年3月に栗原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から2つの諮問を受けた。

その1は「栗原市立小・中学校の適正規模、適正配置に関する基本的な考え方及び具体的な方策について」であり、その2は「栗原市立幼稚園の保育年数及び適正規模、適正配置について」である。

栗原市は平成17年4月に旧10か町村の合併により新市として誕生し、合併以前の旧町村の諸々のものを継承したが、学校教育環境についても旧町村教育委員会所管であった個々のものを継承し、運営している。

検討委員会ではこのことを踏まえ12回の検討を行ってきた。その経過については別掲のとおりであるが、常に次のような観点に立って検討してきた。

先ず、新市となった現在、改めて市全体の視野に立って検討するという観点である。

例えば、栗原市は中山間地域が多いうえに少子化が進行する中で、各小・中学校の学校規模の小規模化が進行するという深刻な現実がある。さらに、幼稚園の保育年数については、旧町村間でバラツキがあったまま新市が継承している。このことは、市民に公平なサービスを提供するという点で課題である。

次に、この審議と関連して、教育環境の条件整備をどのように充実させるかという観点である。

例えば、小・中学校の適正規模、適正配置等から、統廃合という方策を選択する場合、老朽化した校舎があれば改築に当たって想定される巨額な財政投資や廃校になる既存の校舎の活用をどのようにするか、統合の場合に生ずる遠距離通学という課題に対応するための通学支援をどうするかなどの条件整備充実のための検討である。

さらに、条件整備と併せて「学府くりはら」の未来を想定すると「特色ある学校づくり」についても検討する必要が出てきた。

このような観点に立ち、教育の質を維持し向上させていくためには小・中学校及び幼稚園の適正規模、適正配置や条件整備等はどうあればよいかという点について、学校関係者や地区代表市民（保護者）からも意見を求めながら、慎重に審議を重ねてきた。

以上のように、学校教育環境の検討過程において、「教育の質を維持し、向上するために」どうしたらよいか、「子どもたちの成長にとって何が大切か」ということを重視しながら、これらを実現するための条件整備や「特色ある学校づくり」も加味し、検討してきた。

今回の「中間報告」は、パブリックコメントなどの手続きを通じて、様々な立場からご意見を伺ったうえで、「小・中学校、幼稚園の適正規模、適正配置に関する基本的な考え方」の検討結果をまとめたものである。

今後、本検討委員会は基本的な考え方のみならずその具体的方策についても検討を進め、本年度中には最終答申をまとめる予定だが、これまでより市民の方々に積極的な情報を提供しながら審議を進めてまいりたい。

## 検討の経緯とその内容

現在、栗原市内には小学校が29校1分校、中学校が10校ある(いずれも栗原中央病院分校を除く)。小学校児童数は、30年前の昭和53年と平成18年で比較すると、概ね48%の減、同様に中学校生徒が50%の減となっている。また小学校児童数が全校で60人未満の小学校が10校となり、全体の3分の1(平成18年5月1日現在)となっている。

教育委員会は、複式学級の増加等、学校規模が小さいことによる様々な懸念や自治体合併に伴っての通学区域の不均衡、幼稚園の保育年数の違いなど、速やかに対応すべき今日的な教育行政の課題と位置づけた。

このような現状から、平成18年3月14日付けで検討委員会は、以下に示す2項目について教育委員会から諮問を受けた。

栗原市立小・中学校の適正規模、適正配置に関する基本的な考え方及び  
適正化に向けた具体的方策について  
幼稚園の保育年数及び適正規模、適正配置について

検討委員会は、これらの諮問を受け教育委員会が抱える教育行政の今日的課題を真摯に受け止め、現状を把握したうえで課題を焦点化し、市民の意見も可能な限り聴き取りしながら審議を進めていくこととした。

【 諮問の全文及び検討委員会設置要綱並びに審議経過などについては巻末の参考資料を参照】

### 1. 栗原市立小・中学校の適正規模、適正配置に関する基本的な考え方及び具体的方策について

#### (1) 栗原市立小・中学校の適正規模について

##### ア) 栗原市立小中学校の児童・生徒数及び学級数の推移

基礎データとして、昭和53年から平成18年まで(毎年5月1日を基準)の栗原市内(合併前の栗原郡内)の児童数(小学生)と生徒数(中学生)の在籍数の推移を概観してきた。

さらに今後の予測として、平成18年4月12日現在で市内に住所を有する平成12年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの乳幼児数を基礎として検討してきた。

##### ・児童、生徒数の推移

栗原市(合併以前の栗原郡を含む)の児童・生徒在籍数の推移を昭和53年から見た場合、小学校児童数は昭和60年の8,195人をピークに、中学校生徒数は昭和53年の4,299人をピークに減少傾向が続いている。

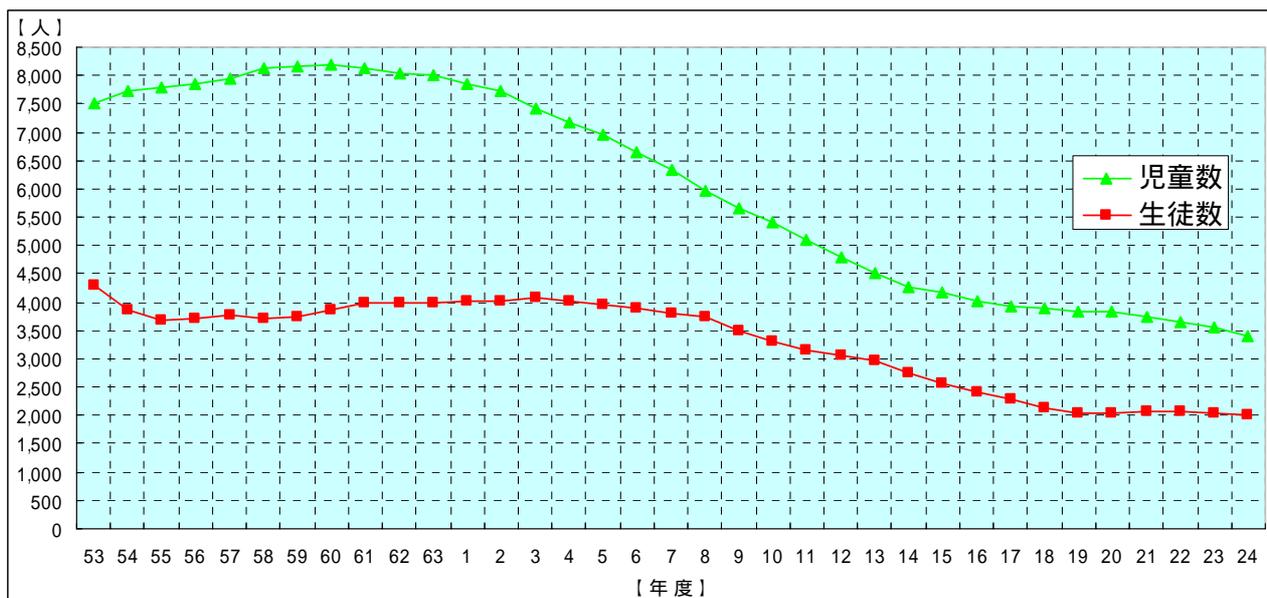
平成18年5月1日現在では、小学校児童数は3,904人、中学校生徒数は2,144人

となっており、ピーク時に比べて児童数は約47.6%、生徒数は約49.9%まで減少している。

今後の見通しとして、平成18年4月1日までに出生した乳幼児数を小学校入学年次別に分類すると平成19年度以降もグラフで示すように、減少傾向は続いていく。中学校生徒数も同様にグラフ曲線が下降し、平成24年度以降も減少していくことが予想される。

栗原市全体では、大規模な住宅団地造成や雇用拡大などの特別な背景が出現しない限り、今後も減少していくものと考えられる。

### 【 市立小・中学校の児童・生徒数の推移 】



項目 / 年	昭和53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
児童数	7,521	7,734	7,789	7,861	7,941	8,116	8,162	<b>8,195</b>	8,126	8,047	8,002
生徒数	<b>4,299</b>	3,856	3,671	3,696	3,764	3,712	3,734	3,866	3,984	3,996	3,978
合計	11,820	11,590	11,460	11,557	11,705	11,828	11,896	12,061	<b>12,110</b>	12,043	11,980

項目 / 年	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
児童数	7,855	7,715	7,405	7,177	6,956	6,634	6,342	5,970	5,649	5,404	5,087	4,792
生徒数	4,013	4,029	4,070	4,006	3,968	3,898	3,814	3,726	3,488	3,292	3,153	3,070
合計	11,868	11,744	11,475	11,183	10,924	10,532	10,156	9,696	9,137	8,696	8,240	7,862
増減(児童)	100	99.0	96.7	94.2	92.0	88.7	85.6	81.7	77.0	73.3	69.4	66.2
増減(生徒)	100	100.4	101.4	99.8	98.9	97.1	95.0	92.8	86.9	82.0	78.6	76.5
増減(全体)	100	99.0	96.7	94.2	92.0	88.7	85.6	81.7	77.0	73.3	69.4	66.2

項目 / 年	平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
児童数	4,505	4,268	4,171	4,033	3,912	3,904	3,846	3,827	3,744	3,642	3,547	3,406
生徒数	2,974	2,758	2,551	2,403	2,278	2,144	2,035	2,037	2,070	2,059	2,038	2,014
合計	7,479	7,026	6,722	6,436	6,190	6,048	5,881	5,864	5,814	5,701	5,585	5,420
増減(児童)	57.4	54.3	53.1	51.3	49.8	49.7	49.0	48.7	47.7	46.4	45.2	43.4
増減(生徒)	74.1	68.7	63.6	59.9	56.8	53.4	50.7	50.8	51.6	51.3	50.8	50.2
増減(全体)	63.0	59.2	56.6	54.2	52.2	51.0	49.6	49.4	49.0	48.0	47.1	45.7

表の「増減」は、平成元年度を100とした場合の数値である。表中の網掛け・太字は、児童数・生徒数・合計の最大値である。

## ・学級数の推移

市内の特殊学級を除いた学級数は、平成元年度には、小学校1校あたり平均10.1学級、中学校1校あたり平均11.9学級あったが、その後漸次減少し、平成18年度では小学校で平均6.6学級、中学校で平均6.8学級となっている。

また、小学校で1学年2学級（計12学級）以上の学校数が平成元年度に8校だったのに対し平成18年度には3校に減少し、同様に中学校で1学年3学級（計9学級）以上の学校数が6校だったのに対し平成18年度には3校に減少している。

さらに複式学級となっている小学校は、以前には分校等の一部に限られていたが、平成18年度では6校が複式学級になっている。今後は旧町村の中心部から離れた位置にある学校で近い将来（概ね3年後）には法令上、複式学級の基準に該当する学校が11校になることが想定され、この割合は市内小学校の3分の1以上を占める。

## イ)「適正規模」という捉え方

検討委員会への諮問では、学校の「適正規模」についての基本的な考え方を示すことが求められているが、一概に「適正規模」といっても、子どもたちにとって（集団生活の中で学習活動を展開する児童生徒にとって）、教師にとってなど、立場あるいは教育理念によってその解釈に相違が生じかねない。

そのため検討委員会では、宮城教育大学教育学部の本図助教授（教育行政学）の講話と平成18年4月に宮城県教育委員会が発表した「市町村立小・中学校の標準的規模について」を共通理解の基礎としてきた。

## ・講話「仙台市における検討状況」から

検討委員会の審議経過で示しているとおり、第2回検討委員会において「少子化時代における教育の質の維持と向上」のテーマで、宮城教育大学教育学部本図助教授から、「仙台市における検討状況、これからの学校教育、他市町村の取り組み事例」について聴講し、委員の共通理解を図った。

なお、本図助教授は「仙台市立小・中学校適正規模検討委員会」委員として関っており、仙台市では「適正規模」として諮問を受けたが、これが曖昧なので「一定規模」と言い換えて中間報告としたことを学び、検討委員会の参考とした。

## ・宮城県教育委員会が公表した標準的規模（要約）

宮城県教育委員会では、県内市町村から小・中学校の標準的規模の提示についての要望を多く受け、県内小・中学校の現状を分析し、小・中学校の標準的規模について検討を進め、平成18年4月19日に「県内市町村立小・中学校の標準的規模について」の検討結果を発表した。

文部科学省は、小・中学校ともに適正規模について、学校教育法施行規則第17条で「標準」を「12学級以上18学級以下」とし、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第4条第1号で「適正規模」を「おおむね12学級から18学級までであること」と示している。県内小・中学校669校のうち12学級未満の学校が376校（平成17年5月1日現在）で全体の56.2%に及んでおり、平成30年度には431校で64.4%になると推計している。

さらに、県教委はこの標準的規模の検討にあたり、「小規模化に伴う教育環境等への影響」を次のとおりまとめている。

#### 【小規模化によるデメリット】

##### 教育指導面

児童生徒にとって競争意識が不足し、学習面や体育面でのレベル向上が難しい。

単学級となると同学年の教員同士での学習指導や生徒指導のあり方について意見交換が困難になり、児童生徒に対しての多面的な評価が不足する。

児童生徒数がそろわないため、部活動や生徒会活動等に制限が加わる（例：体育の授業でチームスポーツができにくくなる。運動部活動でチームが組めなくなる）

##### 児童生徒の人間関係

全体的に切磋琢磨する雰囲気低調となり、個々の向上心が育ちにくい。

児童生徒は、多様な個性や能力を持つ教員や友達との触れ合いを通して人間形成が図られるが、その機会が乏しくなる。

##### 教職員組織

教員定数上、教科教員の不足が生じ、中学校では専門教育が十分行えなくなる（免許外教科指導等が増加する）

単学級になると、学年間、教科間などで教員相互に十分な協議ができないため、十分な協議をした校内研修は難しく、教員の資質向上を図る機会が乏しくなる。

##### 学校運営

小規模校でも、教育設備等の維持管理経費が当然一定額以上必要である。さらに、市町村は耐用年数を勘案しながら、大規模改修や建て替えを行うと思うが、小規模校のまま、大規模改修や建て替えとなると、市町村にとっては大きな財政負担となる。

これらの結果から、「小学校においては、クラス替えが可能である1学年2学級を下限と考える国が定める標準同様の12学級以上が必要」としている。

「中学校においては、クラス替えが可能であって、教材研究や指導法の充実を図るためにも、5教科（国・社・数・理・英）には、共同で研究や意見交換ができるように複数の教員配置が必要とされる。また、実技教科についても教科ごとに教員が配置されることが望ましい。そのためには、教員定数配置を考えると、1学年3学級とする9学級以上は必要である。」と標準的規模を示している。

#### ・検討委員会の「適正規模」の捉え方

これらのことから検討委員会は、基本的な考え方において「子どもたちの成長にとって大切なことは何か」という視点が基本に据えられなければならないと考えた。

学校教育においては、集団から様々な刺激、葛藤などの影響を受けて、学力はもちろんのこと、人間性、社会性がはぐくまれていくものと考えられる。子どもたちの成長にとって、好ましい学校教育環境を実現していくために、栗原市の地域特性を活かした、学校規模としての適正な基準が必要となる。

ここで重要なのは、現在の市内小・中学校39校の良さを活かしつつ、教育課程を適切に実

施するための学校として必要な「一定の規模」を確保することであり、この「一定の規模」を「適正規模」と捉えることとした。

なお「一定の規模」とは、学校規模（学級数）が大きければ大きいほど良しとするものではない。あくまでも「子どもたちの成長にとって望ましい」適正規模ということである。

このことを共通理解として検討委員会は、審議、検討を進めてきた。

## ウ) 市民からのヒアリング

検討委員会は、市内の各地域、各層からより広く意見を聴くため、学校関係者や保護者（地区代表市民）からも意見を聴く機会をもった。その概要は以下のとおりである。

### ・学校関係者のヒアリング

学習面、特別活動等（クラブ活動、学校行事、集団生活等）、学校経営面等における現状と課題について、市内東西南北の各方部において現在勤務校を含め、小規模校、大規模校、中学校等の勤務経験のある校長からヒアリングを行った。その際、小規模校の現状からみたメリット、デメリットについての主な意見は次のとおりである。

学習面 それぞれ学校規模における学習指導面の現状と課題	
<b>【小規模校のメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確実な指導効果（習得）が期待できる。学校としての特色を作りやすい。</li> <li>・ きめ細やかな指導が可能になる。</li> <li>・ 資質の高い、力のある教師個人の力量がストレートに現れる。</li> <li>・ 結果として少人数指導になっている。</li> </ul>	<b>【小規模校のデメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習の成果を深化・発展させることが難しい。多様な考え方が足りないと感じる。</li> <li>・ 学校教育の基礎を築く段階としての小学校1年生の複式学級は避けたい。</li> <li>・ 単学級で学年経営が成り立っていない。教師の意識改革ができにくい。</li> <li>・ グループ学習など学びの形態に多様性がない。</li> </ul>
特別活動等 それぞれ学校規模におけるクラブ活動、学校行事、集団生活等の現状と課題	
<b>【小規模校のメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種行事等において発表の主役や選手になる機会に恵まれている。</li> <li>・ 地域と一体となった学校行事ができる。</li> <li>・ 保護者、児童、教師の間でアットホームな雰囲気はいつでも醸しだせる。</li> </ul>	<b>【小規模校のデメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種行事等において児童の役割が多く学習に集中させることが困難。</li> <li>・ クラブ活動では、児童の選択の幅や活動の幅が狭くなる。</li> <li>・ 運動会や学芸会などが午前中で終わってしまう。児童は出ずっぱりで忙しい。</li> <li>・ 修学旅行や体験活動でのグループが作りにくい。体育活動でチーム編成ができない。</li> <li>・ 修学旅行や卒業アルバムなどの保護者の金銭的負担が大きくなる。</li> </ul>
学校経営 それぞれ学校規模における学校経営面等における現状と課題	
<b>【小規模校のメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員で共通理解のもとで学校運営にあたることができやすい。</li> </ul>	<b>【小規模校のデメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員が学級担任兼学年主任のように校務分掌が多くなってしまう。</li> <li>・ 教師の人間関係もいったん崩れるとその修復が困難である。</li> </ul>

ヒアリングを行った校長の勤務する学校規模としては、6学級200人程度の小学校が2校（平成18年5月1日現在。特殊学級及び当該学級在籍児童生徒を除く。以下同じ。）、5学級50人程度の小学校が1校、4学級40人程度の小学校が1校であった。

## ・保護者（地区代表市民）のヒアリング

学校関係者のヒアリングと同様の趣旨で、市内10地区の学校に児童又は生徒が在籍している保護者からもヒアリングを行った。その際、小規模校の現状からみたメリット、デメリットについての主な意見には次のようなものがあった。

学習面 それぞれ学校に関わり子どもたちの学習面で良い点、少し残念と感じる点	
<b>【小規模校のメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数で先生が目が行き届き、上級生が下級生に教えたりしており、少人数が悪いとは思わない。(小)</li> <li>・もともと少人数学級（少人数学級が求められている背景での意見）。(小)</li> <li>・算数、数学で習熟度別少人数指導に取り組んでいる。(小・中)</li> <li>・少人数で全員がいつも主役になることが可能。(小)</li> <li>・児童・生徒どうして学年を超えて教えあっている。(小・中)</li> </ul>	<b>【小規模校のデメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複式学級で5・6年が同じ場にいると5年生が自分を押さえているように感じる。学年別に活動すると5年生がすごく生き生きする。もっともっと学年を区別することができないか。(小)</li> <li>・複式学級において教科によって、学年別の指導になり半分は自習となる。(小)</li> <li>・中学校進学時に小規模校出身の生徒が大きな小学校出身者に押されている感じがあり、集団へのなじみで違いを感じる。事前に少し慣れていてほしい。(中)</li> <li>・小中学校が同一学区で、子ども同士の関係が継続し、いい意味での刺激がない。(中)</li> </ul>
<b>【一般的意見】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校5日制で基礎学力の低下があると感じる。(小)</li> <li>・少人数指導を担当する教師によって（指導力の影響をダイレクトに受け）子どもの理解力に差異が生じていると感じる。(中)</li> <li>・複式学級に在籍しているが、担任の先生が工夫して授業を進めており、親としても安心している。(小)</li> </ul>	
特別活動等 クラブ活動、学校行事、集団生活等の面で良い点、少し残念と感じる点	
<b>【小規模校のメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会・学芸会で全員が主役になれる。(小)</li> <li>・地域住民が参加する合同のふれあい運動会となっている。(中)</li> <li>・近隣の学校と合同チームを編成している。(中)</li> </ul>	<b>【小規模校のデメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会・学芸会は早く終わり、少し寂しさを感じる。(小)</li> <li>・文化部が無いなど部活の選択肢がない。(中)</li> <li>・希望する部活で人数不足によりチームが編成できない。(中)</li> <li>・小規模中学校では小学校からバスケットボールをやっていたメンバーがバスケットボール部を作れなかった。(中)</li> </ul>
学校と地域の関わり 学校と地域の関わりはどのようなことがありますか	
<b>【紹介された事例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の伝統的な祭りに小中学生全員の役割があり参加している。(小・中)</li> <li>・交通安全運動の呼びかけに参加している。(中)</li> <li>・夏祭りに全ての子ども会が関わっている。(小)</li> <li>・和太鼓（学校教育活動）指導に地域の人に関わっている。(小)</li> <li>・地域全体で安全パトロールに取り組んでいる。(小)</li> </ul>	

表中の（小）は小学校関係者の発言、（中）は中学校関係者の意見である。

ヒアリングを行った保護者の子どもが通学する学校の規模は、5学級以下の小学校が3校（平成18年5月1日現在。特殊学級を除く。以下同じ。）、6学級以上の小学校が3校、5学級以下の中学校が2校、6学級以上の中学校が2校であった。

## ・ヒアリングのまとめ

学校関係者や保護者のヒアリングにおいて、小規模校のメリットについて次のような意見が述べられた。例えば、少人数指導であるが故に教師によるきめ細やかな指導がなされ、交友関

係がアットホームで児童生徒が学年を超えて互いに助け合い、学芸会や運動会では全員が主役になれるなどである。

しかし、これらのメリットは別の面からみると短所にもなる。

例えば「少人数指導であるが故に教師によるきめ細かな指導がなされる」ということは、「多様なグループ活動の中で子ども同士が相互に磨きあい、切磋琢磨しあうという面が弱い」ということである。また、「交友関係がアットホームで児童生徒が学年を超えて互いに助け合う」ということは、「様々な人間と出会い時には自分と異なる個性の人間と出会って、葛藤しながらも逞しく成長していく場が少ない」ということでもある。さらに、「学芸会や運動会で全員が主役になれる」ということは、「一定規模の集団（組織）の中で自分の役割を自覚し、その役割分担することにより、社会の構成員となる訓練の場が不足する」ということである。

それでは、検討委員会としてどのような判断をすべきなのか。賛否両論の意見を総合すると、最後は「子ども成長にとって何が望ましいことなのか」ということに尽きる。

子どもは、生まれた直後は母子の関係、家族の関係、そして成長するに従い地域社会の交友関係、幼稚園、小・中学校、高等学校へとその人間関係を広げ、様々な出会いをとおして社会性を身につけ、「逞しく生きる力」をはぐくむものであると考える。

以上のことから検討委員会としては、「適正規模の学校は子ども成長にとって必要である」と結論せざるを得ない。

## エ) 学校規模・学級数と教員配置の関係

現行の法制上は、学校規模（学級数）によって国・県費負担教職員が配置されることから、学校規模と教育効果について検討した内容は次のとおりである。

### ・学校規模（学級数）と教職員配置

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務教育標準法」という。）第6条以下において、1学級あたりの児童生徒数40人を標準とした学級数に応じて教職員定数の総数の標準が定められている。これを受けて、宮城県教育委員会では学校規模（学級数）別に毎年度の教職員定数の配当表を作成している。教職員のうち、校長・教頭・養護教諭・事務職員・栄養職員を除いた平成18年度の教諭配当表は下記のとおりである。

【学校規模（学級数）別 教諭配当表（平成18年度）】

〈 小 学 校 〉						〈 中 学 校 〉					
学級	教諭	学級	教諭	学級	教諭	学級	教諭	学級	教諭	学級	教諭
1	1	11	12	21	23	1	2	11	18	21	32
2	2	12	13	22	24	2	5	12	18	22	34
3	3	13	14	23	25	3	7	13	20	23	35
4	4	14	15	24	26	4	8	14	21	24	36
5	5	15	17	25	28	5	8	15	23	25	37
6	7	16	18	26	29	6	10	16	24	26	39
7	8	17	19	27	30	7	11	17	26	27	40
8	9	18	20	28	31	8	13	18	28	28	42
9	10	19	21	29	32	9	14	19	29	29	43
10	11	20	22	30	33	10	16	20	31	30	45

小・中学校ともに、この定数に各種の「加配」教諭が加えられる場合がある。

前記の表のほか、特定目的のための教職員の加配が義務教育標準法上認められており、国庫負担による加配としては、少人数指導や習熟度別指導などきめ細やかな指導を行う目的、あるいは学習指導、生徒指導、進路指導上特別の配慮が必要と認められる児童生徒に対して特別の指導を行う目的などで配置されている。宮城県単独の加配として、小学校1・2学年における35人学級の実施や複式学級を一部解消する目的などで行われている。

小学校は学級担任制で1学級に1教諭を基本として配当される。

中学校は教科担任制をとっており、配当される教諭が教科ごとに実際にどのように配置されているのかという点まで見ないと問題点を把握しにくい。この点について学校規模（学級数）別に、定数上の配置（加配前）と加配教諭を含めた栗原市における実際の配置（加配後）を一覧にしたものが次の表である。（校長，教頭，養護教諭，事務職員，栄養職員を除く。）

【栗原市立中学校における学校規模別教科ごと教諭配当例（平成18年5月1日現在）】

中学校	学級数 (特殊学級を除く)	学級数に応じた教諭数 (特殊学級担任除く)	国語	社会	数学	理科	外国語	音楽	美術	保健体育		技術	家庭	計 (加配後 教諭数)	備考
										男	女				
A	3	7	1	1	1	1	1	1		1			1	8	数学，加配1，美術・技術(非講)
B	3	7	1	1	1	2	1			1			1	8	社会，加配1，美術・保体(非講)
C	5	8	1	1	2	1	1	1		1			1	9	国語，加配1，英語・美術・保体・技術(非講)
D	5	8	2	1	2	1	1			1		1		9	数学，加配1，理科・美術・保体(非講)
E	6	10	1	1	2	2	2	1	1	1		1		12	数学，加配2
F	6	10	2	1	1	2	2		1	1			1	11	理科，加配1，技術(非講)
G	6	10	2	1	2	2	2	1	1		1			12	保体，加配2
H	11	18	3	3	3	2	3	1	1	2	1	1	1	21	数学，加配3
I	11	18	3	2	4	2	3	1	1	1	1	1	1	20	理科，加配2
J	11	18	3	3	4	2	3	1	1	1	2	1	1	22	保体，加配4

特殊学級担任の教科を除く。備考欄は「教頭の担当教科 加配の実人員」を表示、(非講)は非常勤講師の略。

### ・学校規模が教育環境に及ぼす影響

小学校においては、学校規模（学級数）別教諭配当表のように、学級担任制で1学級に1教諭を基本として配置されるが、一般的には6学級以上の学校で専任の教務主任を配置することができる。

専任の教務主任は学級担任をしないで配置することができ、出張等で学級担任が不在の場合にその学級で授業するなど、学校運営上および学習指導上のメリットは大きい。

ところが複式学級が編制されるような5学級以下の小学校では教務主任が学級担任を兼ねなければならない状況になっており、さらに教頭が一部の授業を担って良いという制度になっているが、学校運営上の理由から、その授業時数が多くならざるを得ない現状となっている。

一方で各学年が1学級の場合でも、学年主任と学級担任が兼任となり、共同研究する相手が

いないので学年ごとの指導研究が弱く，学年経営が個人にゆだねられ十分に機能しないことも生じる。

中学校においては，定数上10学級で16人の教諭が配当されるので，授業時数の多い5教科（国，社，数，理，英）それぞれに2人，授業時数の少ない実技系教科に6人（保健体育男女各1人）を配置できることになる。

【理論上の中学校における教科ごと教諭配当例】

学級数 (特殊学級を除く)	学級数に応じた教諭数(特殊学級担任除く)	国語	社会	数	理	外国語	音楽	美術	保健体育		技術	家庭	計	備考
									男	女				
9	14	2	2	2	2	2	1	1	1		1		14	
10	16	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	16	

ただし，実際の配置は，各学校の事情により理論上の配置と異なる。

栗原市内の中学校規模は6学級以下と11学級（平成18年5月1日現在）であり，7学級から10学級の中学校が存在しない。9ページで示す「栗原市立中学校の教科ごとの教諭配当例」の表で示しているように，11学級の中学校で18人の教諭が配当されるので5教科それぞれに2人以上，各実技系教科に1人の配置ができる。

6学級以下の中学校では実技系教科で配置がなく免許外教科担任による指導や，専門性はあるものの日常的に生徒と関わることのできない非常勤講師による指導となっている。

以上のことから，小・中学校ともに各学年2学級以上の複数学級が確保されることが望ましい。

さらに，中学校では教科ごとの専門性が出てくることにより教科研究や教科指導の充実を図るためには，5教科それぞれ教科ごとに情報交換や共同研究ができるよう複数の教諭が配置される各学年3学級以上であることが望ましい。

### 栗原市立小・中学校の適正規模について（検討の中間まとめ）

児童生徒間，児童生徒と教師間，それぞれにおいて多様な人間関係をはぐくみ，互いに理解を深め，切磋琢磨し合いながら社会性を養っていく学校規模が望ましい

グループ学習や部活動，学校行事など一定の規模の集団を前提とする教育活動が成立する学校規模が望ましい

教職員の教科研究や指導の充実が図られるよう，適正な数の教師集団となる学校規模が望ましい

以上の観点から，学校規模の基準を設定したうえで，適正規模を確保していくことの必要性が出てくるものといえる

## (2) 栗原市立小・中学校の適正配置について

### ア) 適正配置と学区の弾力的運用

町村合併前からの小・中学校の歴史をみると、それぞれの地域環境の変化や旧町村の事情によって数多くの学校統合や分校廃止などの施策が進められてきた。

【小・中学校の統廃合等の変遷については巻末の参考資料を参照】

現在の小学校は、その多くが合併前の町村の旧村を単位として設置され、29校1分校（栗原中央病院分校を除く）となっている。

中学校は、合併前の町村を単位として10校（栗原中央病院分校を除く）設置されている。このうち小学校区と中学校区が同じになっている学区が5学区（小・中学校各5校）となっている。

#### ・通学区域の弾力的運用

教育委員会は、設置する小学校または中学校が2校以上ある場合に就学すべき学校を指定（学校教育法施行令第5条第2項）しなければならない。その指定について、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるとき（「通学区域制度の弾力的運用について」平成9年1月27日文部省初等中等教育局長通知）は、保護者の申立により変更することができること（学校教育法施行令第8条、同法施行規則第33条）とされている。

栗原市においても、通学区域制度の弾力的運用についてその要件及び手続きを明確化して、「保護者の申請により指定した学校を変更することができることとしている。ただし、希望する学校施設等の受け入れ体制が整うことを条件（栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則第3条）」としている。このことを受けて、教育委員会では柔軟に対応することを基本としている。

平成17年4月以降は、市内転居の場合でも従前の学校に通学したい、保護者の勤務により児童の帰宅後に保護する者がいない、希望する学校が就学指定校よりも地理的に近いという理由での申請が多い。他には「指定された中学校に希望する部活動がないから」という理由で2件の指定変更を認めている。

今後の就学校指定に関しては、市民の希望を尊重する観点に立って、新市として旧町村の区域の縛りをゆるめ、より弾力的な運用が望まれる。

### イ) 通学距離、通学手段と学校の適正配置

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令で「通学距離の適正規模」を「小学校及び中学校を適正な規模にするため統合する場合の通学距離の条件として、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内（義務教育諸学校等施設費国庫負担法第3条第1項第4号、同法施行令第4条第1項第2号）」とし、「この規定に適合しない場合であっても、交通の便その他の事情を考慮し適当と認められる。（同法施行令第4条第3項）」と規定されている。

## ・適正配置と通学距離

学校規模と通学距離を主な要素とする学校配置との関係は、一般的に通学距離を重視すれば適正規模を確保することが難しくなる反面、適正規模を確保しようとする通学距離が遠距離となる可能性が高くなる。

また、中学校の場合には1中学校区で1小学校区の場合、小規模化が進行しやすく、固定した人間関係が9年間継続し、社会性をはぐくむうえで課題があるという意見があったこと等を踏まえ、小中同一学区についても検討課題にしていかなければならない。

児童生徒が徒歩で安全に通学することを考えれば、通学距離は短いほど良いといえるが、本件検討の出発点が学校の適正規模と適正配置であったことから、学校として適正規模を確保することを前提としつつ、栗原市の地理的特性（県内で最も広い面積の市）を考慮し、その通学距離と適正配置の両面から検討していかなければならない。

## ・適正配置に伴う遠距離通学の課題

適正規模を確保するためには、統廃合か学区再編を行うことが基本的な方策と考えられるが、いずれの方策による場合でも適正化を進めようとする通学の問題が派生してくる。

遠距離通学となるケースは、中山間地域で多く出てくると想定される。取り得る方策としては、大きく二つ考えられる。

一つは、遠距離通学となる場合でも適正規模を確保するために統廃合を行うことである。しかし、それによって児童生徒の通学条件が不利になることは避けがたく、通学条件についての機会均等を確保する見地から、例えばスクールバスの運行を行うなどの支援措置が強く求められる。

他方で、スクールバスを運行するとしても通学時間がかかり過ぎ、学習や課外活動への負の影響が大きすぎる場合で、統廃合は行わないということも考えられる。その場合には適正規模を確保することは困難となるが、次善の策として、例えば授業、部活動、学校行事等において適正規模に満たない比較的近隣の学校との間で定期的に交流活動や、特色ある学校としての存続など多様な方策を検討していくことが望ましい。

## ・宮城県教育委員会が公表した通学距離の基準（参考）

4～5ページで示した、宮城県教育委員会がまとめた「県内市町村立小・中学校の標準的規模について」では、標準的な学校規模の検討にあたって通学距離についても次のように述べている。

小・中学校を統廃合する際の通学距離に関する国の考え方は、「小学校や中学校を統廃合して適正な規模にする場合、その通学距離は小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」が条件とされています。

一方、平成11年度学校基本調査（平成11年5月1日現在）の遠距離通学者（小学校4km以上、中学校6km以上）の割合を栗原教育事務所管内で見ると小学校で11.5%、中学校で15.8%であり、既に児童生徒の1割以上が遠距離通学者となっている。

そのため、国の標準となる12～18学級をそのまま適用すると、通学距離が想定外の遠距離となることも考えられる。これは望ましくないため、通学距離・条件を考慮しながら学校の標準的規模の判断が必要とされる。

宮城県教育委員会は、標準的規模の判断は必要と認めているが、通学距離については、「国で定める条件を基本とし、通学条件整備について、より手厚い支援が求められよう。」とまとめている。

検討委員会としては、宮城県教育委員会が示したこの基準も参考に審議を進めてきた。

### **栗原市立小・中学校の適正配置について（検討の中間まとめ）**

適正規模の確保を前提とする

中学校における、小中同一学区の解消も視野に入れて検討する

通学距離については、可能な限り国で定める小学校おおむね4キロメートル、中学校おおむね6キロメートルを基準として検討する、ただし、これらを超えて通学負担が大きすぎる場合は別に支援を講じることが必要となる

学校がこれまで地域で果たしてきた役割が引き続き発揮できるよう配慮して検討する

児童、生徒や市民の生活圏に可能な限り配慮し、適正配置について市民の理解を得られるよう努める

### (3) 適正化に向けた具体的方策について

#### ア) 適正規模及び適正配置

##### ・適正規模の基準

10ページで述べたように、学校での多様な人とのふれあいを通して、互いに理解を深め相手を認め合うことが、教育・学習活動のうえで極めて重要である。

子どもたちの成長を考えると、小学校、中学校ともに少なくとも各学年でクラス替えによる交流が可能となるよう1学年2学級以上あることが望ましい。

特に中学校においては、教科研究や教科指導の充実を図るためには、少なくとも授業時数の多い5教科(国、社、数、理、英)に教科ごとに情報交換や共同研究ができるよう同一教科に複数の教員が配置されるとともに、授業時数の少ない実技系教科にも教科ごとに専門の教員が配置されることが望ましい。そのためには、最低でも1学年3学級以上で9学級以上の確保が望ましい。

**【小学校】 12学級以上必要**

**【中学校】 9学級以上必要**

ただし、学校施設の状況や地理的状況、通学距離や通学時間を考慮し、統廃合しないこともあり得る

その場合、グループ学習や部活動、学校行事など一定の規模の集団を前提とする教育活動が成立することを最低限実現していく

##### ・適正配置の基準

13ページで述べたように、通学距離の基準は当面法令に準ずることが適切であると考え。ただし、統廃合や学区再編を行うと通学区域がさらに広がり通学距離が遠距離となる可能性が高いことなどから、通学区域の弾力的運用や学校選択制の導入も視野に入れて、負の部分緩和する方策の検討をしていくことが必要である。

**適正規模の確保を前提とする**

**統廃合、学区再編を行う際の通学距離については、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内を基本とする**

**通学距離が想定外の遠距離となった場合は、スクールバスの運行など通学条件整備に努めることが必要となる**

#### イ) 統廃合、学区再編に対する地域住民意識

検討委員会として6～7ページで示しているとおり、学校関係者および保護者からの意見聴取を行ってきたが、さらに市民の意見を聴くため次の考え方でパブリックコメントを実施する。

## ・パブリックコメント<sup>1)</sup>

統廃合や学区再編の構想について、地域住民、保護者の意見を十分に聴き、通学状況のみならず当該地域における学校の位置づけや地域の伝統文化、歴史等にも配慮しながら対応していくことが求められる。

検討委員会として、「中間報告(案)」の段階で、市民にその内容を公開し広く意見を聴取し、寄せられた意見について検討を加え、「中間報告」としてまとめていくことが大切であると考ええる。

### 適正化に向けた具体的方策について（検討の中間まとめ）

#### 適正規模の確保

栗原市全体の地域形成（生活文化圏）状況、交通網や児童生徒数の将来推計等を踏まえ、統廃合後に将来的にも一定期間適正規模を維持できることを前提とする

統廃合する目安としては、次のような基準を想定する

- a 適正規模の基準に満たない学校が複数隣接している場合
- b 適正規模の基準に満たない学校を、隣接する適正規模の学校と統廃合しても問題がない場合

#### 通学区域の見直し

合併後の栗原市における交通網、市民生活圏、地域形成などの広い視野に立って、児童生徒、保護者のニーズに応える学区を検討する

なお、学区再編にあたっては統廃合同様、将来的にも適正規模を維持できることを見通せる学校（学区）とする

- a 適正規模の基準に満たない学校と隣接する学校との学区の組み入れなどによって、適正規模の基準を確保できる場合
- b 旧町村の区域を越えて通学の利便が確保できる場合
- c 新規の道路開設などにより、市民生活圏が変化することが予想される場合

#### その他

統廃合や学区再編が困難な場合は、小規模校のまま残し、特色ある学校として存続することも検討する

<sup>1)</sup>パブリックコメントは、栗原市が市民の市政への参画の機会や市民に対する応答の責務を確保することにより、市政運営の公正性の確保と透明性の向上を図り、市民の市政への参画を促すことを目的としています。市の基本的な計画などを策定するときに、案の段階で市民に公表し、その案に対する意見を募集し、提出された意見を考慮しながら最終決定するとともに、提出された意見に対する考え方も併せて公表する一連のことです。

## 2. 栗原市立幼稚園の保育年数及び適正規模，適正配置について

栗原市の幼稚園を概観すると，合併以前の旧町村の各種事情により幼稚園の保育年数や受け入れ園児の定員設定など地域により違いがみられる。

例えば，次ページの表のように，各地域によって3年保育や2年保育の別があり，築館，若柳地区においては1年保育となっている。また，幼稚園規模，収容定員や配置についても各地域により違いがみられる。

同じ栗原市民が住む地域によって，幼稚園に通園する園児の受益サービスという点で違いがあることは望ましくなく，速やかに是正する必要がある。

また，市民の共通の願いは「子どもを安心して生み育てられる」ことであり，「幼児教育の質の向上」を多くの市民が望んでいる。

以上のことから，幼稚園の保育年数，適正規模，適正配置について，例えば「預かり保育<sup>2)</sup>」の拡充も含めて様々な観点から検討することとした。

### (1) 幼稚園の保育年数について

合併前の旧町村の事情をそのまま引き継いだことによって，幼稚園の保育年数に1～3年の違いがある。築館，若柳地区では私立幼稚園との共存の観点から1年保育となってきている。

#### ア) 旧町村で異なる保育年数と定員充足率

平成18年5月1日現在で栗原市には，市立幼稚園22園，私立幼稚園が2園ある。

市立幼稚園は，旧町村の事情によって，保育年数の違いがあり，施設の整備状況や受け入れ園児の定員設定でも違いが生じている現状となっている。

このような現状であるが，在籍園児で定員充足率を見ると市内全体では63.3%になっている。さらに各幼稚園ともに規定上は，年齢児ごとの定員は設定していないが，施設規模を勘案し便宜的に年齢児ごとに区分しての定員充足率をみると3歳児で93.3%，4歳児で83.7%になり，5歳児になると61.4%という結果になる。

これは，市内幼稚園24園のうち3歳児保育を実施しているのが5園（うち私立2園）で定員150人，4歳児保育を実施しているのが16園で定員575人となっている。これらに比較して5歳児の全定員が940人となっている。

言い換えれば，市内全体の幼児数と在籍状況を見ると，保育所の存在を考慮しても3歳児，4歳児では，受け入れ施設が不足し，5歳児では施設に余裕があることを示している。

現在の3歳児，4歳児の定員充足率を見ると市民のニーズが高いことを示しており，今後は，施設の問題があるものの市立幼稚園の保育年数のバラツキを調整し，速やかに3年保育体制に移行することが，幼児教育の充実と公平なサービスを実現するうえで必要と考えた。

<sup>2)</sup>幼稚園の「預かり保育」は，幼稚園の教育時間以外に，家庭において保育に欠ける園児を対象に預かり保育を実施しています。なお，「家庭において保育に欠ける園児」とは，「家庭において幼稚園の教育時間以外に，保育者がいないなどの理由で適切な保育ができないもの」と規定しています。(教育委員会規則第18号)

【栗原市内幼稚園の在籍園児の現状（平成 18 年 5 月 1 日現在）】

幼稚園名	在籍園児数				定員				定員充足率			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計	3歳児	4歳児	5歳児	合計	3歳児	4歳児	5歳児	合計
築館幼稚園			42	42			70	70			60.0%	60.0%
聖マリア幼稚園	19	47	27	93	30	70	70	170	63.3%	67.1%	38.6%	54.7%
玉沢幼稚園			19	19			35	35			54.3%	54.3%
宮野幼稚園			19	19			35	35			54.3%	54.3%
富野幼稚園			6	6			35	35			17.1%	17.1%
若柳幼稚園			68	68			105	105			64.8%	64.8%
よしの幼稚園	25	40	2	67	20	30	30	80	125.0%	133.3%	6.7%	83.8%
有賀幼稚園			10	10			35	35			28.6%	28.6%
大岡幼稚園			6	6			35	35			17.1%	17.1%
畑岡幼稚園			15	15			35	35			42.9%	42.9%
岩ヶ崎幼稚園		33	27	60		30	60	90		110.0%	45.0%	66.7%
尾松幼稚園		19	25	44		35	35	70		54.3%	71.4%	62.9%
文字幼稚園		4	5	9		10	15	25		40.0%	33.3%	36.0%
栗駒幼稚園		6	8	14		10	20	30		60.0%	40.0%	46.7%
宝来幼稚園		7	6	13		10	10	20		70.0%	60.0%	65.0%
鳥矢崎幼稚園		11	8	19		10	20	30		110.0%	40.0%	63.3%
高清水幼稚園		26	23	49		35	35	70		74.3%	65.7%	70.0%
一迫幼稚園		51	64	115		70	70	140		72.9%	91.4%	82.1%
金田幼稚園		10	12	22		35	35	70		28.6%	34.3%	31.4%
瀬峰幼稚園		44	43	87		60	60	120		73.3%	71.7%	72.5%
鶯沢幼稚園		20	28	48		35	35	70		57.1%	80.0%	68.6%
金成幼稚園	26	24	36	86	20	25	30	75	130.0%	96.0%	120.0%	114.7%
ふたば幼稚園	61	61	65	187	70	105	105	280	87.1%	58.1%	61.9%	66.8%
花山幼稚園	9	3	7	19	10	15	15	40	90.0%	20.0%	46.7%	47.5%
<b>合計</b>	<b>140</b>	<b>406</b>	<b>571</b>	<b>1,117</b>	<b>150</b>	<b>575</b>	<b>940</b>	<b>1,765</b>	<b>93.3%</b>	<b>83.7%</b>	<b>61.4%</b>	<b>63.3%</b>

年齢毎の定員は、各施設規模を勘案し便宜的に算定したもので、規定上は合計定員の設定のみである。

定員は、施設の整備状況や旧町村で設定した状態のままで、一律ではない。

斜体字は「私立幼稚園」を示している。

## イ) 幼稚園と保育所への就園・入所状況

幼稚園は、文部科学省が所管し、満3歳から小学校就学前までの幼児を対象に幼児を保育しその発達を助長することを目的とし「幼稚園教育要領」に基づき教育が行われている。保育所は、厚生労働省が所管し、保育に欠けるその乳児又は幼児を対象に養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子供を育成することを目的とし「保育所保育指針」に基づき保育及び教育が行われている。

最近は、保育所保育指針の内容を幼稚園教育要領に近づける改正がされ、同時に幼稚園における「預かり保育」の実施により、その役割は、似かよってきている。

3歳児から5歳児までの幼稚園・保育所への入園児・入所児を見ると、市内全体の5歳児615人のうち613人(幼稚園571人,保育所42人)で99.7%の就園率となり、4歳児が619人のうち553人(幼稚園406人,保育所147人)で89.3%の就園率、3歳児では586人のうち357人(幼稚園140人,保育所217人)で60.9%の就園率となっている。

### 【幼稚園・保育所の就園・入所状況(平成18年5月1日現在)】

地区名	0歳児			1歳児			2歳児			3歳児			4歳児			5歳児			
	就園数	在住数	就園率	就園数	在住数	就園率	就園数	在住数	就園率	就園数	在住数	就園率	就園数	在住数	就園率	就園数	在住数	就園率	
築館	13	120	10.8%	28	108	25.95%	50	126	39.7%	69	124	55.6%	94	133	70.7%	118	116	101.7%	
若柳	7	85	8.2%	23	97	23.7%	30	104	28.8%	73	119	61.3%	84	110	76.4%	102	100	102.0%	
栗駒	3	73	4.1%	21	79	26.6%	29	87	33.3%	30	73	41.1%	83	85	97.6%	79	80	98.8%	
高清水	7	31	22.6%	9	27	33.3%	11	35	31.4%	15	30	50.0%	41	41	100.0%	34	33	103.0%	
一迫	5	45	11.1%	21	51	41.2%	15	46	32.6%	25	55	45.5%	61	60	101.7%	76	76	100.0%	
瀬峰	2	28	7.1%	14	44	31.8%	14	42	33.3%	13	43	30.2%	54	49	110.2%	49	50	98.0%	
鶯沢	4	14	28.6%	2	15	13.3%	6	10	60.0%	11	22	50.0%	21	21	100.0%	29	29	100.0%	
金成	6	47	12.8%	12	45	26.7%	31	54	57.4%	49	51	96.1%	50	55	96.1%	54	58	93.1%	
志波姫	7	54	13.0%	17	51	33.3%	17	54	31.5%	61	60	101.7%	61	61	100.0%	65	65	100.0%	
花山		7			5			2			9	9	100.0%	3	4	75.0%	7	8	87.5%
市外保育所	1			1			2			2			1						
合計	55	504	10.9%	148	522	28.4%	205	560	36.6%	357	586	60.9%	553	619	89.3%	613	615	99.7%	

「就園数」は地区内所在施設毎の合計、「在住数」は地区毎の在住する実数。

0～2歳児は保育所に入所し、3～5歳児は幼稚園と保育所の双方に就園・入所する受け入れとなり、低年齢児ほど就園率が下がっているのは、市民ニーズが低いのではなく、受け入れ施設の体制の違いが関連しているためであると推察できる。

3～5歳児では、いずれも高い割合で幼稚園または保育所に在籍しており、市民の「幼児教育」や「子育て支援」に対する期待が高まっているといえる。

### ウ) 預かり保育の拡充

幼稚園は1日の教育時間が4時間を標準とされており、市立幼稚園では「教育時間以外に、家庭において保育者がいないなどの理由で適切な保育ができないものを対象」として、預かり保育を「降園時から午後6時まで(長期休業期間は午前8時から午後6時まで)」実施している。

幼稚園の預かり保育は、市内10地区のうち7地区で実施している。そのうち4地区では、次ページの表のとおり複数の幼稚園から1園に集約して預かり保育を実施している。また未実

施の3地区のうち2地区は幼稚園・保育所の一元化により、午後以降も引き続き保育が必要な園児は保育所への入所が可能となっている。

預かり保育は、7地区で200人の定員に対して、188人(平成18年5月1日現在)の在園で一部地区を除くとほぼ定員を満たしている。

### 【栗原市立幼稚園の預かり保育の現状(平成18年5月1日現在)】

幼稚園名	預かり保育			備 考
	在園児数	定員	充足率	
<b>築館幼稚園</b>	24	24	20	120.0%
玉沢幼稚園			-	
宮野幼稚園			-	
富野幼稚園			-	
<b>若柳幼稚園</b>	15	15	15	100.0%
有賀幼稚園			-	
大岡幼稚園			-	
畑岡幼稚園			-	
岩ヶ崎幼稚園	21		-	預かりで移動
<b>尾松幼稚園</b>	9	31	35	88.6%
文字幼稚園			-	小学校施設を利用
栗駒幼稚園			-	
宝来幼稚園			-	
鳥矢崎幼稚園	1		-	預かりで移動
高清水幼稚園		-	-	
<b>一迫幼稚園</b>	30	35	40	87.5%
金田幼稚園	5		-	小学校施設を利用
瀬峰幼稚園		-	-	預かりで移動
<b>鷹沢幼稚園</b>	22	22	20	110.0%
金成幼稚園		-	-	
<b>ふたば幼稚園</b>	55	55	60	91.7%
<b>花山幼稚園</b>	6	6	10	60.0%
<b>合 計</b>	188	188	200	94.0%

備考欄の「」は小学校と別敷地、「」は小学校同一敷地、「」は幼保一元化施設である。

網掛けは預かり保育を実施している幼稚園である。

は、集約先を示している。なお、園児の移動は、バスなどにより行われている。

核家族化・保護者の共働き世帯の増加などにより、毎年の預かり保育の申し込み状況を見ても市民ニーズは高いと推定されるが、現状は施設・職員の体制が整わずニーズに応えきれない状況となっている。

責任を持って子育てする保護者の支援としての預かり保育の実施は必要なこととして充実し存続することが必要である。

また、預かり保育に対する保護者の願いの中には、自宅周辺に同年代の幼児がいないため「子ども同士がふれあう機会」を確保したいという切実な事情も含まれている。この願いは、幼児の成長段階に応じた社会性を涵養することにつながり、今後検討されるべき課題といえる。

さらに、幼稚園・保育所の機能を補完しあうことを目的に施行された「認定子ども園<sup>3)</sup>」制度の活用とともに、文部科学省及び厚生労働省が検討を進めている幼稚園・保育所の制度としての一元化を目指した制度検討の動向を見極め、対象幼児の将来推計などを基に検討することが必要となってくる。

<sup>3)</sup>認定子ども園の解説については、次ページに記載しています。

子どもを安心して生み育てることのできる「学府くりはら」の実現のためには、「預かり保育」の拡充、「認定子ども園」制度の活用、さらには幼保一元化を目指す国の動向等を踏まえ、あらゆる方策を検討し、実現していくことが重要であると考えます。

### 幼稚園の保育年数について（検討の中間まとめ）

現在の保育年数の差異を是正し、幼稚園の保育年数は、3年とする  
施設の整備と職員の配置を検討し、市内全域で3年保育が早期に実現できるよう努める  
「預かり保育」は、人数及び内容のニーズを正確に把握して実施できるよう努める  
地域事情を考慮したうえで幼稚園・保育所の一元化を推進し、幼児教育・子育て支援を充実させる

<sup>3)</sup>認定子ども園は、保育所でも幼稚園でもない、全く別の第三の施設として設けるものではなく、保育所と幼稚園が持っている機能に着目して、それぞれにはない機能を付加することによって、認定を受ける制度となっています。

例えば、保育所は、保護者が就労等の理由で養育できない子どもだけを預かる施設ですが、そうではない子どもの受け入れも可能にし、幼稚園と同様の教育機能を付加したりすることで認定を受けることができます。また、幼稚園は、保護者の就労等の状況は問いませんが、原則4時間の教育となりますので、共働きの家庭では預けることができませんでしたが、従来の4時間に加えて預かる時間を長時間にする、いわゆる保育所機能を付加することで、共働き家庭の子どもも預けられるようにし認定を受けることができます。

## (2) 幼稚園の適正規模及び適正配置について

幼稚園は、幼児を保育し、年齢に応じた発達を助長することを目的とし、保護者の希望により入園を認めているため、その適正規模については小・中学校とは異なり、一律に学級数等で比較検討することには無理がある。

そのため、現在の栗原市の取り組みを検証し、「1学級あたりの人数」を栗原市として独自基準を定め、これをもとに適正規模として検討していくことが必要と考えた。

また、適正配置の課題についても、現有の施設のみで検討を進めると種々の無理が生じてくるため、小・中学校の適正配置の方向性を見極めながら進めることが必要である。

### ア) 1学級あたりの適正人数

幼稚園設置基準(文部科学省令)第3条で「1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。」と規定しているが、年齢に応じた学級編制の基準は規定していない。第2条では、「設置基準は幼稚園を設置するのに必要な最低限の基準を示すもので、設置者は幼稚園の水準向上に努めなければならない。」と努力規定を設けている。

同じ年齢の幼児を対象とする保育所の場合、「児童福祉施設最低基準(厚生省令)」で保育士の配置基準として「3歳児20人につき保育士1人、4歳児以上30人につき保育士1人」として示している。

栗原市立幼稚園で実際の学級編制(平成18年5月1日現在)は、3歳児で1学級20人程度、4歳児・5歳児が1学級30人程度で編制されている。

【幼稚園の学級編制状況(平成18年5月1日現在)】

名称	在籍園児数					学級数					
	3歳児	4歳児	5歳児	預かり	計	3歳児	4歳児	5歳児	預かり	計	計 (預り除)
築館幼稚園			42	24	42			2	1	3	2
聖マリア幼稚園	19	47	27		93	2	3	1		6	6
玉沢幼稚園			19		19			1		1	1
宮野幼稚園			19		19			1		1	1
富野幼稚園			6		6			1		1	1
若柳幼稚園			68	15	68			3	1	4	3
よしの幼稚園	25	40	2		67	2	2	(1)		4	4
有賀幼稚園			10		10			1		1	1
大岡幼稚園			6		6			1		1	1
畑岡幼稚園			15		15			1		1	1
岩ヶ崎幼稚園		33	27	21	60		2	1		3	3
尾松幼稚園		19	25	9	44		1	1	2	4	2
文字幼稚園		4	5		9		1	1		2	2
栗駒幼稚園		6	8		14		1	1		2	2
宝来幼稚園		7	6		13		1	1		2	2
鳥矢崎幼稚園		11	8	1	19		1	1		2	2
高清水幼稚園		26	23		49		2	1		3	3
一迫幼稚園		51	64	30	115		2	2	2	6	4
金田幼稚園		10	12	5	22		1	1		2	2
瀬峰幼稚園		44	43		87		2	2		4	4
篤沢幼稚園		20	28	22	48		1	1	1	3	2
金成幼稚園	26	24	36		86	1	1	1		3	3
ふたば幼稚園	61	61	65	55	187	3	3	2	2	10	8
花山幼稚園	9	3	7	6	19	1	1	1	1	4	3
計24園	140	406	571	188	1,117	7	24	30	10	71	61

斜体字は「私立幼稚園」を示している。

以上のことから、今後の幼保一元化の進展状況も考慮すると、1学級あたり3歳児を20人、4・5歳児は30人を学級適正人数の標準として設定することが望ましい。

## イ) 幼稚園の適正規模

現行法制上は、幼稚園の適正規模を示す規定はなく、幼稚園規模の設定は、設置者の裁量に委ねられている。

幼稚園は、集団生活の場であり、様々な人々と出会う場で、そこで、自分とは異なる様々な個性を持った友達と接することになる。そこには、子どもと教師・子ども同士が関わり合いながら、他の人々と親しみ、支え合って生活するための、自立心を育て、人と関わる力が養われていくためにも、一定の集団を形成することが求められる。

幼稚園設置基準第4条で学級編制は「学年の初めの日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。」と規定されている。

「ア）1学級あたりの適正人数」で示した学級人数の標準を前提とする。そのうえで、集団活動として十分な教育活動の困難な小規模学級を解消し、幼稚園全体としても一定の集団となることが望ましい。

## ウ) 幼稚園と小学校の関連

栗原市では、幼稚園の通園区域が小学校の通学区域よりも大きな通園区域となっているところがある。例えば、金成地区と若柳地区の一部及び一迫地区の一部がそれに該当する。

設置者である合併以前の自治体にとって、義務教育ではないため、幼稚園運営費のほぼ全額を自主財源でまかなわなければならなかったため、小学校より集約化が進展したものと思われる。

一般的には、幼稚園から小学校、中学校へと心身の成長に従って交友関係が広がっていくことが人格形成のうえから自然である。

また、幼稚園から小学校、中学校と体力的な発達段階を考えると、徒歩による通園・通学から自転車や公共交通機関の利用へとより遠距離になっていくのが通常の間であると思われる。

このことを踏まえて、幼稚園の適正配置について、小・中学校の適正配置と合わせて検討していく必要があると考える。

## エ) 私立幼稚園との共存の課題

市内には、築館、若柳地区に私立幼稚園が設置されており、2園に160名の園児（平成18年5月1日現在）が就園している。

宮城県全体の、幼稚園のうち62.2%が私立幼稚園で、幼稚園児のうち82.0%が私立幼稚園に就園している。（平成17年5月1日現在）

県内の自治体では、都市部を中心に公立幼稚園を設置しないで、幼児教育を私立幼稚園に委

ねている地域もある。

栗原市では、既存の2園の他に、私立幼稚園の新規参入の希望があれば、積極的に受け入れていき、私立幼稚園が参入しない地域に市立幼稚園を設置していくという基本的な立場に立っている。

今後は、幼稚園授業料（保育料）の保護者負担の均衡を図りながら、市立幼稚園と私立幼稚園の役割分担を明確にしていくなどの課題を整理し、市立・私立幼稚園が共存していくために公私共同の研究を進めることが必要であると考えます。

## オ) 幼稚園の適正配置

これまで示してきたように、1学級の標準人数での学級編制を基に一定の集団となる規模の確保を前提とし、小学校との接続も考慮した配置を基本とする。

幼稚園・保育所の一元化、認定子ども園への移行を視野に、保育所の設置場所と地域事情を考慮しながら、市内全体でバランスのとれた配置とすることが望ましい。

### 適正規模及び適正配置について（検討の中間まとめ）

1学級あたりの適正人数は、3歳児を20人程度、4・5歳児は30人程度を標準とする

適正規模については1学級の標準定員を基礎として、集団として十分な教育活動が展開でき、全体として一定の集団となるよう努める

適正配置については幼児の発達段階及び小学校との関連にも配慮し、保育所の設置状況や地域事情を考慮し市内全体でバランスのとれた配置となるよう努力する

私立幼稚園との共存の課題は、改めて協議の場を設け研究を進めることとする

## 教育環境の条件整備

検討委員会に諮問を受け審議・検討を重ねてきたところ、学校教育環境についての諸条件の整備も必要であるという意見がだされ、審議を進めてきた。

そのため適正規模、適正配置の基本的な考え方及び具体的方策と合わせて、学校教育環境の条件整備についても報告に加え、その実現に向けて取り組みを進めることを次のとおり提言する。

### 1. 校舎等の施設設備の充実について

#### ・学校施設

栗原市内の小学校は、昭和50年代後半から現在までに建築された施設が多く、最も古くて建築後30年を経過している。

普通教室数が12室以上の規模を持つ学校が7校で、他は建築時期がやや最近で学級数の増加が見込めないため12室未満で整備されている状況となっている。

さらに小規模校においては、理科室と図工室やコンピュータ室と視聴覚室が兼用されているなど、特別教室の設置状況に若干の差異が生じている。

中学校は、多くが昭和40年代から昭和50年代の建築であり、建築後20年以降には大規模改造工事を施工するなど施設の維持を図っている。

建築時期が旧町村の統合中学校開設時期に集中しているため、普通学級数が9室以上の学校は6校で、この6校については特別教室の保有状況も通常の学習活動について支障はないと考えられる。

ただし、耐震診断は実施しているものの耐震補強工事が未実施の施設もあるので、学校統廃合の検討結果をふまえ早期に施行することが必要である。

以上のことから、適正規模及び適正配置を推進していく場合に、現有の小・中学校施設を活用することを前提にすると、十分に対応できない可能性がある。そのため、新たに設置することの必要性は十分に吟味検討するにしても、別地に移転して新設するという選択肢を十分に視野に入れておかなければならないものとする。

#### ・幼稚園施設

現在、保有する通常保育室数や預かり保育室は小学校施設を使用しているなどの現状から、3年保育の実現と施設の整備は、密接に関係している。

小・中学校の適正化後の学校施設利用や幼稚園・保育所の一元化の進展状況など「幼児教育の振興、子育て支援の充実」を推進する観点からも制度改正の動向を見極め、また、「認定子ども園」を推進するなど、栗原市の「幼児の成長にとって何が望ましいか」という視点を見失わないことが大切である。

いずれにしても、小・中学校の適正配置の実現状況と併せて、幼稚園施設の整備を進めていく必要がある。

## 2 . 通園・通学手段，通学区域について

### ・通園・通学の確実な支援

栗原市は県内自治体の中で最も広い面積であることから，適正規模を確保し，適正配置を実現すると通園・通学距離が遠距離になることが想定される。

公教育として提供する学校施設・設備，教職員の配置，特色ある学校制度などの教育諸条件について，教育機会均等の観点から市民に対して，その公平性を確保するよう努力しなければならない。

通学距離についてもその諸条件の一つであり，特に遠距離となる通園・通学については，安易に保護者に転嫁することなく確実な支援が必要になるものとする。

現在も運行されている通学・通園バスについて，初めに中学校のスクールバスとして運行し，その後幼稚園の通園バスとして運行するなど，効率的な運行とスケジュール調整を行うことによって，現有バスを最大限に有効活用することなどが考えられる。

### ・通学区域の弾力的運用と学校選択制

就学すべき学校について，学校教育法施行規則第32条第1項において，「あらかじめ保護者の意見を聴取することができる」と規定されている。この保護者の意見を踏まえて，就学校を指定する場合を一般的に「学校選択制」と言われている。

現在の栗原市において，学校選択制の制度は導入していないが，学校の適正規模の確保を実現する有効な方策といえる。

学校選択制には様々なスタイルがあり，便宜的に分類すると主に以下のようになる。

<b>自由選択制</b>	市内の全ての学校のうち，希望する学校に就学を認めるもの
<b>ブロック別選択制</b>	市内をブロックに分け，そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
<b>隣接区域選択制</b>	従来に通学区域は残したままで，隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
<b>特認校制度</b>	従来に通学区域は残したままで，特定の学校について，通学区域に関係なく，市内のどこからでも就学を認めるもの
<b>特定地域選択制</b>	従来に通学区域は残したままで，特定の地域に居住する者について，学校選択を認めるもの

### 3. 教職員等の人的支援措置について

#### ・県費負担教職員の弾力的な配置

現在宮城県独自の学級編制弾力化事業として、小学校の1・2学年において、1学級35人で編制できる教諭の加配措置が行われている。平成18年度は市内小学校2校で加配措置されているが、今後進めていく小学校の適正規模確保によって対象となる学校が増加していくことが想定される。そのため学級編制弾力化事業が継続されるよう宮城県に対しての働きかけを行う必要があると考える。

また、国庫による少人数指導加配、児童・生徒指導加配など現在も有効に活用されており、これらも継続し充実が図られるよう働きかけていく必要があると考える。

さらに、学校関係者のヒアリングでは、40人での学級編制基準が継続されるのであれば、1学級30人を超えたら0.5人の加配、あるいは小学校の低学年・中学年・高学年に各1人の加配があれば、これまで以上に充実した教育活動・学校運営が可能になるとの提起があった。これは、現職教員の生の声として真摯に受け止めるとともに、栗原市教育委員会としてもさらに研究を進め、国・県に対して制度改革を要望するなど強く働きかけていくことが必要と考える。

#### ・臨時的補助教員・学校補助員の継続配置

栗原市立学校臨時的補助教員等設置要綱（栗原市教育委員会規則）では、臨時的補助教員及び学校補助員は、「複式学級等の教育水準の維持向上を図ることを目的に、学習指導の補助及び生活介助支援を行う」と規定している。

平成18年4月1日現在で、市内の小・中学校に27人が配置されている。

臨時的補助教員及び学校補助員の設置費用は、市費での全額負担であるため待遇面で県費の臨時職員と比較して十分な待遇ができないという課題がある。

適正規模、適正配置の実施後においても、生活介助が必要な場合や個別指導を必要とする場合など、在籍する児童・生徒の状況に応じて、臨時的補助教員又は学校補助員の配置が継続される教育上の配慮が必要であると考ええる。

#### ・スクールカウンセラーの配置

現在、宮城県教育委員会により、市立中学校の9校にスクールカウンセラー（臨床心理士など）が配置され、また、中学校1校と小学校2校に教育相談員が配置されている。

現代社会を背景に、児童・生徒のみならず、保護者や教職員も複雑多岐にわたる悩みを抱えている現状があり、身近に相談できる環境が存在することが有効であると考ええる。

今後さらに迅速で確実にしかも多面的に対応していくために、スクールカウンセラーが全ての小・中学校に配置されるよう宮城県に対しての働きかけを行う必要があると考える。

## 4 . 学級編制について

パブリックコメントを通じて寄せられた市民の意見で、1学級の編制に関する意見が多く寄せられた。検討委員会は、「適正規模を学級数で設定」したが、これは単に40人学級を前提としたものではなく、以下に示す考え方を基調とした考え方である。

### ・学級編制の検討

義務教育標準法（8ページ参照）第3条で「小学校、中学校ともに1学級を40人で編制することを標準」と規定されている。しかし、検討委員会において、35人学級または30人学級のような学級規模も想定し、その実現を検討していくべきという意見が提起されてきた。

栗原市が独自に教員を採用することは現行法制下で可能であり、県費負担教職員の配置に加えて、市費負担教職員を配置することにより少人数学級を実現することができる。

ただし、市費負担教職員の配置を前提にした場合、市職員としての教員の人件費は全額市費負担となることから将来にわたる市財政への加重負担となり、加えて教員研修や人事異動等における制約があるなど、これら種々の課題をクリアしていくことが必要となってくる。

また、検討委員会は、栗原市で学校の小規模化が進行していることから諮問を受け、審議を重ねてきたところであり、少人数学級のあり方については、今後の関連する重要な検討課題であると位置づけており、具体の検討はこれからである。

### ・少人数学級に向けて

義務教育標準法に定める「1学級の児童・生徒数について40人を標準とする<sup>4)</sup>」という規定は、「1学級最大限40人とし、これを超えた人数になった場合は学級を分割する」という考え方である。このことは1学年を複数学級で編制することを前提とした「適正規模の学校」を想定すると、「1学級の人数が21～40人の範囲で編制できる」という制度でもある。

例えば、1学年の児童・生徒数が40人の場合には40人で1学級編制となるが、1学年41人であれば、21人と20人の2学級編制となる。また、1学年81人の児童・生徒数であれば、1クラス27人で3学級編制が可能となる。

学校関係者のヒアリングで確認された「少人数できめ細やかな指導が可能になる」という小規模校の良さを継続するためにも、今後小・中学校の統合や学区再編を具体的に進めていく際に、現行法制上の範囲内での学級編制を原則とし、1学級の編制人数についても視野に入れた学年規模を検討していくことも重要である。

全国的には、少人数学級実現を望む動きがあるが、小規模校が多い栗原市においては、現行制度において、25～35人程度の学級編制を、県費負担教職員（栗原市の負担がない）のみの配置という前提で、比較的容易に実現可能であると考えている。

これまでの検討でまとめた「1学年複数学級の学校規模が望ましい」とする考え方を基本に据えて、今後の最終答申に向けて、現行制度の趣旨を十分に活用し、少人数学級による充実した教育の実現に向けて検討していくことが肝要であると考えた。

<sup>4)</sup>同学年の児童・生徒数が40人以下であればそのままの人数で1学級となります。また小学校で2の学年で児童が16人未満（第1学年を含む学級にあっては8人未満）であれば複式学級となり、同様に中学校で2の学年で生徒が8人未満であれば複式学級となります。

## ・特色ある学校づくり等について

諮問を受けた「適正規模，適正配置」の検討を進める過程で，関連する「学校教育環境の条件整備」についても検討を進めてきたが，さらに「学府くりはら」の実現のためには，「特色ある学校づくり等」についても提言していく必要があるという意見が出された。

単純に小規模校を「適正規模（一定規模）」の学校にし，その学校を「適正配置」し，校舎設備等の教育環境の条件整備を提言するだけでは，教育の質の向上を求める保護者，市民のニーズを満たすことになるであろうかという趣旨の意見であった。すなわち，少子化が進行する中で市民の多くが「大切な数少ない子どもたちに良い教育を受けさせたい」と願い，「魅力ある学校づくり」や「特色ある学校づくり」に期待しているのではないかと，であるとすれば，その期待に応える必要があるという未来志向の意見である。

「地域子どもたちが地域の学校で学びたくなる学校づくり」を模索することはごく自然なことであり，「検討委員会」としても諮問を受けた内容と深く関連するものであると考えた。

以下は，栗原市における「特色ある学校づくり等について」具体的に検討すべき項目を列挙したものであるが，その実現性を含めて今後さらに検討を進めていくこととした。

### ・小中一貫校の検討

小中一貫教育は全国各地の研究開発学校において実施中だが，まだ検証段階といえる。

身近な事例としては，登米市豊里小中学校で平成15年に豊里町(当時)が構造改革特区制度を利用し，「豊里小中一貫教育特区」を申請・認定された。平成18年4月から，カリキュラムの弾力化を行う小中一貫教育を開始し，学力向上などを目指した「3・4・2」制の導入，国・算・理・社の授業数増や小学校英語の導入などを行った。人口が少ない地域での小中一貫教育の導入であったが，次のようなメリットが報告されている。

例えば，小中合わせて全校生徒554人中で7，8人程いた不登校児童が導入後の平成18年10月頃から0人になったという。

また，一貫教育がきっかけとなって，先生にとっても良い刺激となっている。導入時は戸惑いの声も聞かれたが，今では良かったと思っている。『授業が楽しい』といった子どもたちの声も聞こえるようになった。導入後に児童生徒を対象に実施したアンケート調査からも見ても好評だということがわかる。

カリキュラムも，中学年部(小4～中1)からの教科担任制を取り入れたためか，例えば理科の実験が増え，目で見て耳で聞く体験型学習の機会が増えるなど子どもたちにとって楽しい授業が増えたことも影響しているようだ。教室の移動を伴う英語の授業も小4から始められ，歌やゲームで英語を楽しんでいる。

教科担任制を取り入れたことにより，教員の空き時間などもできたため，教材研究や他の教員の授業を見る時間もできるなど，自分の授業を改善していくうえでの身近な研修の機会が与えられるようになった。小学校教員の場合，複数の学級を指導するため責任も増えるが，結果的に良い刺激となっている。

栗原市においても、具体的な対応策の検討段階で「通学条件等により、統廃合や学区再編が困難な場合は、小規模校のまま存続することも考慮していくこと」になるが、この「小中一貫校」を特色ある学校づくりのひとつとして、具体的に検討する必要がある。

### ・中高一貫校の検討

中高一貫教育は戦後続いてきた6・3・3制の教育制度に対して、6年間を通じて計画的・継続的な教育を行うという新しいに試みである。平成10年6月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、全国各地に中高一貫校が誕生し、平成18年4月現在では197校にも及んでいる。

中高一貫校には3つの形態がある。

一つは、「連携型中高一貫校」で、市町村立中学校と県立高校等が教育課程の編成や教員・生徒間の連携交流を進め、高校の入学選抜においても、「調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる」など、一定の条件下で連携中学校の入学について配慮していくというタイプである。宮城県内では南三陸町立の4中学校と県立の志津川高等学校が該当する。

二つは、「併設型中高一貫校」で、同一の設置者（例えば、宮城県）が設置するもので、中学校や高等学校の教育課程において学習指導要領基準の弾力的運用等の特例が認められ、中学から高校への入試は原則行わない。宮城県内においては、旧宮城県古川女子高等学校が改称し共学化した古川黎明高等学校と県立の古川黎明中学校が平成17年度より併設形でスタートし、2年目を経過しようとしている。宮城県全域からの入学を認めているため、中学校入試は数倍という高倍率である。古川地区と他地区の入学割合は約6：4となっており、広域から学習意欲の高い生徒が入学しており、今後の成果に期待が集まっている。

三つは、「中等教育学校」で、これは全く新しく創設するタイプの学校である。中学校と高等学校を一体にした学校で、教育課程は中高6年間の一貫した編成が可能で、例えば中学校段階から高校レベルの英語や数学の教育が可能になるなど、首都圏や関西の名門私立学校が先駆けて導入を開始したタイプの学校である。宮城県内の公立においては未だ導入されていないが、設置者は県でも市でも可能である。但し、新しく学校を創設するため、設置費用は多額となることが課題であるとされている。

栗原市の児童・生徒の通学動向をみると、新幹線などを利用し古川、一関、あるいは仙台圏の学校に通学する子どもたちの姿を見かけるようになってから久しい。学区外であっても「特色があって魅力ある学校」があれば、多少の負担をいとわず通学させたいと願う保護者が少なくないと推測される。

「学府くりはら」の実現を目指す栗原市の住民が、市外に流出する子どもたちの姿をみる時、「地域の子供は地域で育てたい」「特色ある学校を地元で創れないものか」と願うのは自然な心情であろう。「特色ある学校づくり」の選択肢として、「中高一貫校」について検討することは必要であると考えられる。

### ・特認校制度導入の検討

通学区域内の児童生徒に加え、特色ある教育を希望する児童生徒を公募により通学区域外からも一定数受け入れる学校制度として、特認校制度は他の学校選択制と同様に学校選択機会の拡大の観点から導入されるものである。ほかに、児童・生徒を確保する対策の一環として小規

模校を対象に導入している地域もある。

この制度を導入するには、「選ばれる」前提としての学校の特色が必要となってくる。

遠距離通学の問題で統合しないことを選択した場合であっても、前述（14ページ）同様に交流活動の検討と併せて特認校制度の導入などの検討が必要となってくる。

#### ・地域（教育）力と文化継承の重要性

現在の小学校設置状況は、その多くが合併前町村の旧村を単位として配置されている。

この意味において、小学校が地域の人々や長い歴史・風土に支えられてきたといえる。同時に地域に伝わる伝統的な芸能文化、風習が、それぞれの家庭・地域での伝習のみならず学校の関与によって受け継がれてきた側面もある。

生活の変化、地域社会の変容によって既に失われた面も否定できないが、今回検討している学校の適正規模、適正配置の実施によって、地域の教育文化の荒廃がさらに進むということのないように配慮する必要がある。

12ページの「・適正配置と通学距離」で述べているが、学校として適正規模を確保することを前提としつつ、適正化の推進とは別の取り組みとしても、これまで学校を支えてきた地域コミュニティとの関与の継続性を大切にしなければならない。

#### ・地域コミュニティの中心としての学校の存在

学校が地域コミュニティのセンター的役割を果たしているとの意見があった。このことは、小規模校における運動会が地域と合同開催になっていることなどに象徴されている。

また子どもたちの学習活動（郷土芸能の指導、生活科・総合的な学習の時間の指導など）において地域の方々がゲストティーチャーとして関わっていることもあげられ、結果として子どもたちによる郷土芸能の継承の役割を担ってきている。

最近では子どもたちの安全確保の観点から地域の住民が「っ子守り隊」などを組織し地域内パトロール活動が展開されたりしている。

ヒアリングの際にも意見が出された、「統廃合で学校がなくなると子どもたちの姿が見えにくくなったり、子どもたちの声が地域から聞こえなくなる」などの指摘は、地域で生活する高齢者を中心とした切実な思いとして受け止めてきた。

現実に、学校の機能として地域コミュニティを間接的に支えてきたという側面があり、例えば学校体育施設開放事業などにより小さな地域の中で、身近に利用できる公共施設として活用され、その存在感が大きく、地域の精神的な拠り所となっていることを大切にしたい。

このことは、社会教育との関連を考慮し、公民館やコミュニティ活動の推進と併せて広く検討され、活かされるべき貴重な意見であると考えられる。

## 最終答申に向けて

### 具体的な対応策について

最終答申に向けて、具体的にどの地域を対象に、どのような手法で適正規模を確保し、適正配置を実施していくのかが、検討の中心となる。

栗原市の場合には、適正規模の基準に満たない学校として、小学校が約9割、中学校で7割が対象となる。

したがって検討委員会としても、現存の学校規模や配置を踏まえつつも、市内全体を見渡ししながら、地域の課題ごとにできるだけ詳細な検討を加えていく必要があると考えている。

検討内容としては、教育の質を高め適正規模を具体的に確保していくための方策、児童・生徒数等の推移や通学距離や通学支援の方法などが、重要な要素になってくると思われる。

### 適正化後の学校づくりについて

これまでの検討委員会の審議・検討において、学校の特色、魅力づくりに関連して、特に適正規模を学級数だけではなく、「1学級あたりの学級人数も考慮する必要はないか」という課題が提起されてきた。

また、通学距離の問題から統廃合しないという判断も必要で、その際に「特色ある学校」として残していくことを検討すべきであるという意見も出されており、今後の検討課題となってくる。

「特色ある学校づくり等について」でふれているが、これが単なる適正化するための条件整備ではなく、多くの市民から学校の特色、魅力づくりが学校教育環境の一環として必要だと理解され、受け入れられることが「学府くりはら」の実現に必要不可欠であると考えている。

このようなことを含めて、検討の基本として据えてきた、「教育の質の維持と向上」と「子どもたちの成長にとって何が大切か」ということを踏まえて、学校の特色、魅力づくりの視点からも、最終答申に向け継続して検討を進めていきたいと考えている。